

## 議案第72号

### 土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正について

次のとおり土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決（昭和34年3月20日議決）の一部を改正し、平成22年度分の市町村負担金から適用することについて、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
事 業 名	市町村の負担額	備 考	事 業 名	市町村の負担額	備 考

道路（県道）事業 特殊改良1種 特殊改良4種	<u>工事費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額 <u>工事費</u> の $\frac{1}{10}$ の額	
県単独道路改良事業	<u>工事費</u> の $\frac{1.5}{10}$ の額	
県単独舗装新設事業	<u>工事費</u> の $\frac{1.5}{10}$ の額	
交通安全環境整備事業	<u>工事費</u> の $\frac{1.5}{10}$ の額	
市町村道代行事業	<u>工事費</u> の $\frac{0.5}{10}$ の額	
電線共同溝整備事業 （道路事業であつて、平成15年度以降に電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路に係るものに限る。）	<u>工事費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額	
地方特定道路整備事業（道路事業であつ	<u>工事費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額	

道路（県道）事業 特殊改良1種 特殊改良4種	<u>事業費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額 <u>事業費</u> の $\frac{1}{10}$ の額	
県単独道路改良事業	<u>事業費</u> の $\frac{1.5}{10}$ の額	
県単独舗装新設事業	<u>事業費</u> の $\frac{1.5}{10}$ の額	
交通安全環境整備事業	<u>事業費</u> の $\frac{1.5}{10}$ の額	
市町村道代行事業	<u>事業費</u> の $\frac{0.5}{10}$ の額	
電線共同溝整備事業 （道路事業であつて、平成15年度以降に電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路に係るものに限る。）	<u>事業費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額	
地方特定道路整備事業（道路事業であつ	<u>事業費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額	

て、負担金を徴収することが適当でないものとして知事が別に定めるもの以外のものに限る。)

土地区画整理事業

工事費のうち、  
国庫補助の対象となる経費については、当該経費の  $\frac{0.8}{10}$  の額  
その他の経費については、当該経費の  $\frac{1}{2}$  の額

街路事業

道路改良事業

改良1種

改良2種

舗装新設事業

舗装1種

舗装2種

鉄道高架事業

工事費の  $\frac{0.67}{10}$  の額  
工事費の  $\frac{1}{10}$  の額

工事費の  $\frac{0.67}{10}$  の額  
工事費の  $\frac{1}{6}$  の額

工事費の  $\frac{0.67}{10}$  の額

県単独街路改良事業

工事費の  $\frac{1.5}{10}$  の額

流域下水道事業  
天神川流域下水道

工事費の額から下水道法施行令（昭和

て、負担金を徴収することが適当でないものとして知事が別に定めるもの以外のものに限る。)

土地区画整理事業

事業費のうち、  
国庫補助の対象となる経費については、当該経費の  $\frac{0.8}{10}$  の額  
その他の経費については、当該経費の  $\frac{1}{2}$  の額

街路事業

道路改良事業

改良1種

改良2種

舗装新設事業

舗装1種

舗装2種

鉄道高架事業

事業費の  $\frac{0.67}{10}$  の額  
事業費の  $\frac{1}{10}$  の額

事業費の  $\frac{0.67}{10}$  の額  
事業費の  $\frac{1}{6}$  の額

事業費の  $\frac{0.67}{10}$  の額

県単独街路改良事業

事業費の  $\frac{1.5}{10}$  の額

流域下水道事業  
天神川流域下水道

事業費の額から下水道法施行令（昭和

	34年政令第147号) 第24条の2第1項第2号に規定する国の補助金の額を控除した額の $\frac{1}{2}$ の額			34年政令第147号) 第24条の2第1項第2号に規定する国の補助金の額を控除した額の $\frac{1}{2}$ の額	
港湾修築事業 重要港湾 地方港湾 局部改良 緑地等施設 災害関連	<u>工事費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額 <u>工事費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額 <u>工事費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額 <u>工事費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額 <u>工事費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額		港湾修築事業 重要港湾 地方港湾 局部改良 緑地等施設 災害関連	<u>事業費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額 <u>事業費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額 <u>事業費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額 <u>事業費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額 <u>事業費</u> の $\frac{0.75}{10}$ の額	
海岸保全事業 局部改良 補修 環境整備	<u>工事費</u> の $\frac{0.5}{10}$ の額 <u>工事費</u> の $\frac{0.5}{10}$ の額 <u>工事費</u> の $\frac{0.5}{10}$ の額		海岸保全事業 局部改良 補修 環境整備	<u>事業費</u> の $\frac{0.5}{10}$ の額 <u>事業費</u> の $\frac{0.5}{10}$ の額 <u>事業費</u> の $\frac{0.5}{10}$ の額	
急傾斜地崩壊対策事業 公共施設関連事業 又は避難路等関連事業	<u>工事費</u> の $\frac{1}{10}$ の額 ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜		急傾斜地崩壊対策事業 公共施設関連事業 又は避難路等関連事業	<u>事業費</u> の $\frac{1}{10}$ の額 ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜	

<p>その他の事業</p>	<p>地崩壊対策事業関連事業については、<u>工事費</u>の<math>\frac{0.5}{10}</math>の額とする。  <u>工事費</u>の<math>\frac{2}{10}</math>の額  ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業関連事業については、<u>工事費</u>の<math>\frac{1}{10}</math>の額とする。</p>		<p>その他の事業</p>	<p>地崩壊対策事業関連事業については、<u>事業費</u>の<math>\frac{0.5}{10}</math>の額とする。  <u>事業費</u>の<math>\frac{2}{10}</math>の額  ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業関連事業については、<u>事業費</u>の<math>\frac{1}{10}</math>の額とする。</p>	
<p>災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業  公共施設関連事業  又は避難路等関連事業</p>	<p><u>工事費</u>の<math>\frac{1}{10}</math>の額  ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、<u>工事費</u>の<math>\frac{0.5}{10}</math>（家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模</p>		<p>災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業  公共施設関連事業  又は避難路等関連事業</p>	<p><u>事業費</u>の<math>\frac{1}{10}</math>の額  ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、<u>事業費</u>の<math>\frac{0.5}{10}</math>（家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模</p>	

<p>その他の事業</p>	<p>斜面関連事業については、<u>工事費</u>の<math>\frac{0.25}{10}</math>の額とする。  <u>工事費</u>の<math>\frac{2}{10}</math>の額  ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、<u>工事費</u>の<math>\frac{1}{10}</math>（家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模斜面関連事業については、<u>工事費</u>の<math>\frac{0.5}{10}</math>）の額とする。</p>		<p>その他の事業</p>	<p>斜面関連事業については、<u>事業費</u>の<math>\frac{0.25}{10}</math>の額とする。  <u>事業費</u>の<math>\frac{2}{10}</math>の額  ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、<u>事業費</u>の<math>\frac{1}{10}</math>（家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模斜面関連事業については、<u>事業費</u>の<math>\frac{0.5}{10}</math>）の額とする。</p>	
<p>水産基盤整備事業  （漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。）  地域水産物供給基盤整備  広域水産物供給基盤整備</p>	<p><u>工事費</u>の<math>\frac{0.75}{10}</math>の額  <u>工事費</u>の<math>\frac{0.75}{10}</math>の額  ただし、特定第三種漁港における外郭</p>		<p>水産基盤整備事業  （漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。）  地域水産物供給基盤整備  広域水産物供給基盤整備</p>	<p><u>事業費</u>の<math>\frac{0.75}{10}</math>の額  <u>事業費</u>の<math>\frac{0.75}{10}</math>の額  ただし、特定第三種漁港における外郭</p>	

<p>漁港水域環境保全 対策 災害関連</p>	<p>施設及び水域施設に係るものについては 工事費の <math>\frac{0.3}{10}</math> の額、 第三種漁港における 外郭施設及び水域施設に係るものについては 工事費の <math>\frac{0.37}{10}</math> の額とする。 工事費の <math>\frac{0.75}{10}</math> の額  工事費の <math>\frac{0.75}{10}</math> の額</p>		<p>漁港水域環境保全 対策 災害関連</p>	<p>施設及び水域施設に係るものについては 事業費の <math>\frac{0.3}{10}</math> の額、 第三種漁港における 外郭施設及び水域施設に係るものについては 事業費の <math>\frac{0.37}{10}</math> の額とする。 事業費の <math>\frac{0.75}{10}</math> の額  事業費の <math>\frac{0.75}{10}</math> の額</p>	
<p>港整備交付金（漁港 漁場整備法第3条に 規定する漁港施設の 整備に係るものに限 る。）</p>	<p>工事費の <math>\frac{0.75}{10}</math> の額</p>		<p>港整備交付金（漁港 漁場整備法（昭和25 年法律第137号）第3 条に規定する漁港施 設の整備に係るもの に限る。）</p>	<p>事業費の <math>\frac{0.75}{10}</math> の額</p>	
<p>海域開発基幹事業 磯根漁場造成事業</p>	<p>工事費の <math>\frac{0.75}{10}</math> の額</p>		<p>海域開発基幹事業 磯根漁場造成事業</p>	<p>事業費の <math>\frac{0.75}{10}</math> の額</p>	
<p>農林漁業用揮発油税 財源身替主要漁港関 連道整備事業</p>	<p>工事費の <math>\frac{1}{15}</math> の額</p>		<p>農林漁業用揮発油税 財源身替主要漁港関 連道整備事業</p>	<p>事業費の <math>\frac{1}{15}</math> の額</p>	
<p>補助干拓事業</p>	<p>工事費の <math>\frac{1}{3}</math> の額</p>		<p>補助干拓事業</p>	<p>事業費の <math>\frac{1}{3}</math> の額</p>	

略		
山のみち地域づくり 交付金事業（林道若 桜江府線の三朝区間 に限る。）	工事費の $\frac{0.5}{10}$ の額の 範囲内で知事が別に 定める額	
農業集落排水事業	工事費の $\frac{27.5}{100}$ の額	
米子空港滑走路 2,500m化関連事業 （アクセス通路の整 備に要する経費のう ち、待合施設、トイ レの整備に限る。）	米子市は工事費の $\frac{1}{10}$ の額 境港市は工事費の $\frac{0.5}{10}$ の額	

備考 本議決において「工事費」とは、事業名欄に掲げる事業に  
要する経費のうち、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、  
用地費、補償費その他事務費を除く全ての経費をいう。

略		
山のみち地域づくり 交付金事業（林道若 桜江府線の三朝区間 に限る。）	事業費の $\frac{0.5}{10}$ の額の 範囲内で知事が別に 定める額	
農業集落排水事業	工事費の $\frac{27.5}{100}$ の額 及び事務費の $\frac{25}{100}$ の額の合算額	
米子空港滑走路 2,500m化関連事業 （アクセス通路の整 備に要する経費のう ち、待合施設、トイ レの整備に限る。）	米子市は事業費の $\frac{1}{10}$ の額 境港市は事業費の $\frac{0.5}{10}$ の額	